

6 部門別の緩和策

31

①家庭部門・②業務部門

取組みの方向性

- ・家庭部門・業務部門から排出されるCO₂のうち、電力の利用によるものがそれぞれ約8割、約7割(2022年度実績)を占めており、電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減が重要。
- ・これに加え、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上等(ZEH・ZEB)を図るとともに、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた広報・普及啓発や、オフィス等で使用される機器のエネルギー効率向上に向けた省エネ機器の普及などに取り組む。



電化＋電源の脱炭素化

脱炭素型ライフスタイルへの転換

省エネ(LED、高効率空調など)

住宅・建築物(ZEH・ZEB)

32

①家庭部門・②業務部門

<市の主な施策> (継:現行計画に記載の取組 拡:取組内容の改善や拡大など 新:現行計画策定以降の新たな取組)

【拡】省エネ・再エネの取組み方法・効果や補助制度の情報発信

【継】プラスチックごみや食品ロスの削減

【継】環境活動促進のための啓発・交流

【新】住宅の脱炭素化に向けた普及啓発(kitaQ ZEH)

【継】次世代スマートビル建設の促進

【継】環境配慮型建築物の整備促進

【拡】再エネ100%電力化に向けた自家消費型の太陽光発電・蓄電池の導入支援

【継】中小企業におけるDXの推進

【新】市有建築物のZEB化設計指針策定(民間施設への横展開含む)

33

<取組事例>ポータルサイトを活用した情報発信

・脱炭素ライフスタイルへの転換や企業の脱炭素経営を推進し、ゼロカーボンシティを実現するため、脱炭素に関するポータルサイト「KitaQ Zero Carbon」を活用した情報発信を実施中



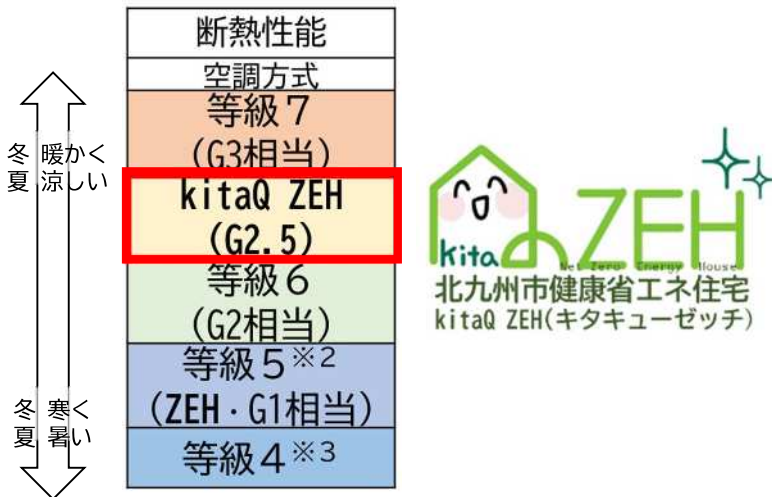
<今後の取組内容>

- ・カーボンニュートラルの実現に向けて、ポータルサイトの見直し(検討中)を含め、ホームページをはじめとした情報発信を充実させていく。
- ・市民に親しまれている「ていたん」やイラストを活用し、市内のみならず市外の方にも、より分かりやすい内容となるよう努めていく。

34

<取組事例>住宅の脱炭素化(kitaQ ZEH)

- ・2050年のゼロカーボンシティの実現に向け、「健康・コスパ・脱炭素」の3つのメリットを効果的に享受できる、ZEHを超える北九州市健康省エネ住宅 (kitaQ ZEH)を推進する。
- ・市民等を対象とした研修の開催(R4年度～)や住宅業界団体との連携協定締結(R5年度)、kitaQ ZEH建設の現場見学会(R6年度)などを通じ、市民や事業者に対して意識向上を図った。



<今後の取組内容>

kitaQ ZEHなどの省エネ住宅におけるメリットを、市民や地元事業者に周知し意識向上を図る。

35

<取組事例>省エネ設備の導入補助

- ・中小企業等を対象に、太陽光発電や高効率省エネ設備などの導入費用の補助を実施

補助対象事業と設備の具体例

A 発電、蓄電設備 (新設・増設どちらも可)

▼自家消費型太陽光発電設備 ▼小型風力発電設備

蓄電池

B 高効率な省エネ機器

▼高効率空調設備 ▼高天井用LED照明

▲変圧器 ▲ボイラー (クリーニング用可)

▲コンプレッサー など

※トップランナー基準達成等の設備・機器が補助対象となります。

C 電動車(EV及びPHV・PHEV)とV2H充放電器、充電器

電動車の購入とV2H充放電器、充電器の設置

※V2H充放電器、充電器は単独申請が可能です。すでにV2H充放電器又は充電器を設置済みの場合は電動車のみの導入も対象となります。

<今後の取組内容>

- ・引き続き、導入費用の補助を実施(※予算の成立を前提とする)

36

＜取組事例＞再エネ100%電力化に向けた自家消費型の太陽光発電・蓄電池の導入 （第三者所有方式を活用した太陽光発電設備等の導入）

- ・国から「脱炭素先行地域」の選定を受け、公共施設等を対象として第三者所有方式を活用した太陽光発電設備等の導入を推進（R4～、脱炭素先行地域づくり事業）
- ・さらに、民間企業への横展開として、第三者所有方式による太陽光発電設備等の導入に係る補助制度を新たに創設（R5～、重点対策加速化事業）



＜今後の取組内容＞

- ・国の交付金を活用し、引き続き、公共施設及び民間企業への太陽光発電設備等の導入を進める【計画期間：～R9年度】

37

＜取組事例＞建築物の脱炭素化（ZEB）

市有建築物のZEB化設計指針策定

- ・建築物の脱炭素化に向け、市有建築物について率先した取組を進めていくため、令和7年度中に、建物の断熱化や設備の高効率化により、光熱費だけでなく更新費等の投資的経費も最小限に抑える「新しいZEB」の考え方を導入した「市有建築物のZEB化設計指針」を策定予定

＜今後の取組内容＞

- ・市有建築物のZEB化設計指針に基づき、「2050年ストック平均ZEB」の実現に寄与する建替や改修事業を実施していく。
- ・ZEB化の効果や設計手法について、得られた知見を積極的に公開し、民間施設におけるZEB化の普及促進を図る。

民間建築物のZEB化の普及促進

- ・市内の設計事務所・建築業者のZEB技術力向上を目的として、「建築物の脱炭素化セミナー」を開催（R5～R6）
- ・環境配慮型建築物の整備促進を図る北九州市建築物総合環境性能評価制度について、令和7年4月から「ZEB等評価ツール」を追加し、建築物のZEB到達度を可視化する仕組みに改定

＜今後の取組内容＞

- ・建築物のZEB化に向けたZEB技術力向上セミナーの開催（令和7年下半年期予定）
- ・「ZEB等評価ツール」の活用により、省エネ性能向上に対する建築主や設計者の関心を高める

38

<参考>建築物の脱炭素化に対する国の取組(省エネ基準の引き上げ)

①建築物の省エネ基準を段階的に引き上げ(2030年までにZEH・ZEB基準を目指す)

- ・R6.4～:大規模な非住宅建築物(延床面積2,000m²以上の非住宅)の基準引き上げ(施行済)
- ・R8.4～:中規模な非住宅建築物の基準引き上げ(予定)
- ・R12頃:全ての建築物の基準をZEH・ZEB水準へ引き上げ

●大規模な非住宅建築物について、各用途の省エネ基準への適合状況等を踏まえ、用途に応じて基準値の水準を15～25%強化します。

【改正前】		【改正後】	
用途	一次エネルギー消費量基準(BE)	用途	一次エネルギー消費量基準(BE)
全用途	1.0	工場等	0.75
		事務所等・学校等・ホテル等・百貨店等	0.8
		病院等・飲食店等・集会所等	0.85

②原則すべての建築物(住宅・非住宅)について、省エネ基準への適合を義務化

- ・R7.4～施行済

〈現行〉	非住宅	住宅	〈改正〉	非住宅	住宅
大規模 (2000㎡以上)	適合義務 (2017.4～)	届出義務		適合義務 (2017.4～)	適合義務
中規模	適合義務 (2021.4～)	届出義務		適合義務 (2021.4～)	適合義務
小規模 (300㎡未満)	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

※エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模(10㎡を想定)以下のもの及び、
現行制度で適用除外とされている建築物は、適合義務の対象から除く

39

③運輸部門

取組みの方向性

- ・運輸部門から排出されるCO₂のうち、自動車の利用によるものが約7割(2022年度実績)を占めており、自動車の脱炭素化が重要
- ・EVをはじめとする次世代自動車の普及拡大や、環境にやさしい公共交通や自転車の利用促進などに取り組む。

電動化(次世代自動車)

充電インフラ整備

公共交通の利用促進

40

③運輸部門

<市の主な施策> (継:現行計画に記載の取組 拡:取組内容の改善や拡大など 新:現行計画策定以降の新たな取組)

【拡】次世代自動車(充電器含む)の導入補助

【継】公共交通の利用促進

【継】自転車の利用促進

【継】エコドライブ・ノーマイカーの推進

【継】燃料電池自動車、電気自動車を活用した災害時等の非常用電源確保

【新】充電インフラ整備の促進

41

<取組事例> 次世代自動車(充電器含む)の導入補助

- ・令和4年度より、中小企業等を対象に、電動車及びV2H充放電気の導入費用の補助を実施(補助対象メニューに追加)
- ・さらに、令和7年度からは、充電器の申請要件を一部緩和し、申請しやすくなるよう工夫

補助対象事業と設備の具体例

A 発電・蓄電設備(新設・増設どちらも可)

▼自家消費型太陽光発電設備 ▼小型風力発電設備



B 高効率な省エネ機器

▼高効率空調設備 ▼高天井用LED照明



C 電動車(EV及びPHV・PHEV)とV2H充放電器、充電器

電動車の購入とV2H充放電器、充電器の設置▶



※V2H充放電器、充電器は単独申請が可能です。すでにV2H充放電器又は充電器を設置済みの場合は電動車のみの導入も対象となります。

充電器を導入する場合の申請要件

<R4～R6>

- ・電動車とV2H充放電器の「セット導入」または
- ・すでに電動車を導入済の場合に、V2H充放電器を単独申請可



<R7～>

- ・対象設備に「**充電器**」を追加
- ・「V2H充放電器」及び「充電器」については、(電動車を導入していなくても) **単独申請可**

<今後の取組内容>

- ・引き続き、導入費用の補助を実施(※予算の成立を前提とする)

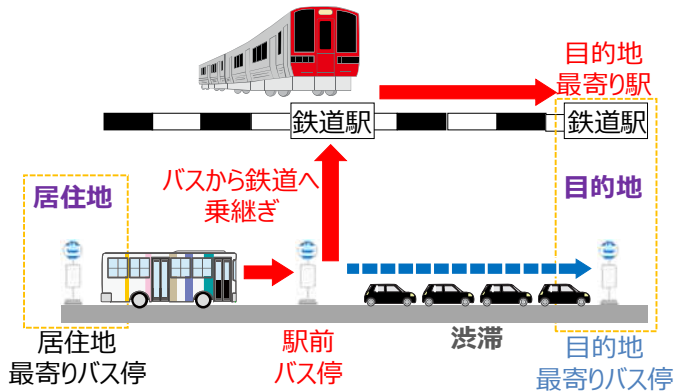
42

<取組事例> 公共交通の利用促進

- ・「北九州市環境首都総合交通戦略」に基づき、過度なマイカー利用から地球環境にやさしい公共交通への利用転換を図るため、鉄道やバスなどの異なる交通事業者間の連携強化やおでかけ交通などを実施

■異なる公共交通事業者間の連携強化

相互に連携して運行ダイヤの調整や時刻表の案内を行うなど、利用者の利便性の向上に取り組めます。



■おでかけ交通の実施

地域住民、交通事業者、北九州市がそれぞれの役割分担のもとで連携してジャンボタクシーを運行するなど地域住民の交通手段の確保に取り組めます。



<今後の取組内容>

- ・異なる交通事業者間の連携強化やおでかけ交通への支援などを継続実施
- ・引き続き、公共交通の利用促進に向けた施策に取り組む。

43

④産業部門

取組みの方向性

- ・本市の温室効果ガス排出量の約6割を占める重要な部門
- ・鉄鋼業等の素材型産業からの排出が多く、化石燃料の使用によるCO₂の排出が大半を占める
- ・このため、
 - ①徹底した省エネの導入
 - ②電力部門は再生可能エネルギーの導入
 - ③化石燃料を使用している工程は電化への変更及び再生可能エネルギーの導入
 - ④電化が困難な部分は水素等の脱炭素エネルギーの導入
- を基本的な考え方とし、企業のイノベーションの早期実現を後押しして、「環境と経済の好循環」に向けた取組みを推進する。



省エネ(事業活動の省エネ化)

電化+電源の脱炭素化

水素等の普及

イノベーションの推進

44